

厚生労働省
東京労働局発表
令和3年6月15日

担当
東京労働局労働基準部監督課
監督課長 中村 祐樹
主任監察監督官 坂本 直己
電話 03(3512)1612

東京都内の労働基準監督署における令和2年の申告事案の概要

東京労働局（局長 土田浩史）では、管下 18 労働基準監督署（支署）における令和2年の申告事案の概要について、取りまとめましたので公表します。

【申告事案の概要のポイント】

1 申告受理件数： 3,965 件（前年比 159 件（3.9%）減）
平成 31 年（令和元年）に引き続き、2 年連続で減少。

2 申告内容

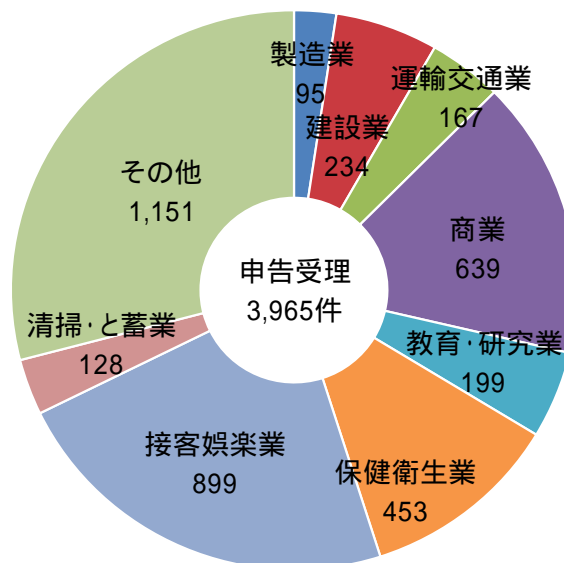
申告受理件数が減少するなか、解雇に関する申告は増加した。

賃金不払： 3,075 件（前年比 201 件（6.1%）減）

解雇： 622 件（前年比 65 件（11.7%）増）

労働時間： 43 件（前年比 68 件（61.3%）減）

3 業種別の内訳



申告事案は、最低労働基準を定めた労働基準法などに違反するとして労働者が労働基準監督署に救済を求めるものであり、労働基準監督署では、労働者が置かれた状況に意を払い、懇切・丁寧な対応に留意しつつ、迅速・的確に処理を行います。

1 申告受理件数

申告受理件数は 3,965 件で、前年と比べ 159 件（3.9%）減少しました。

推移

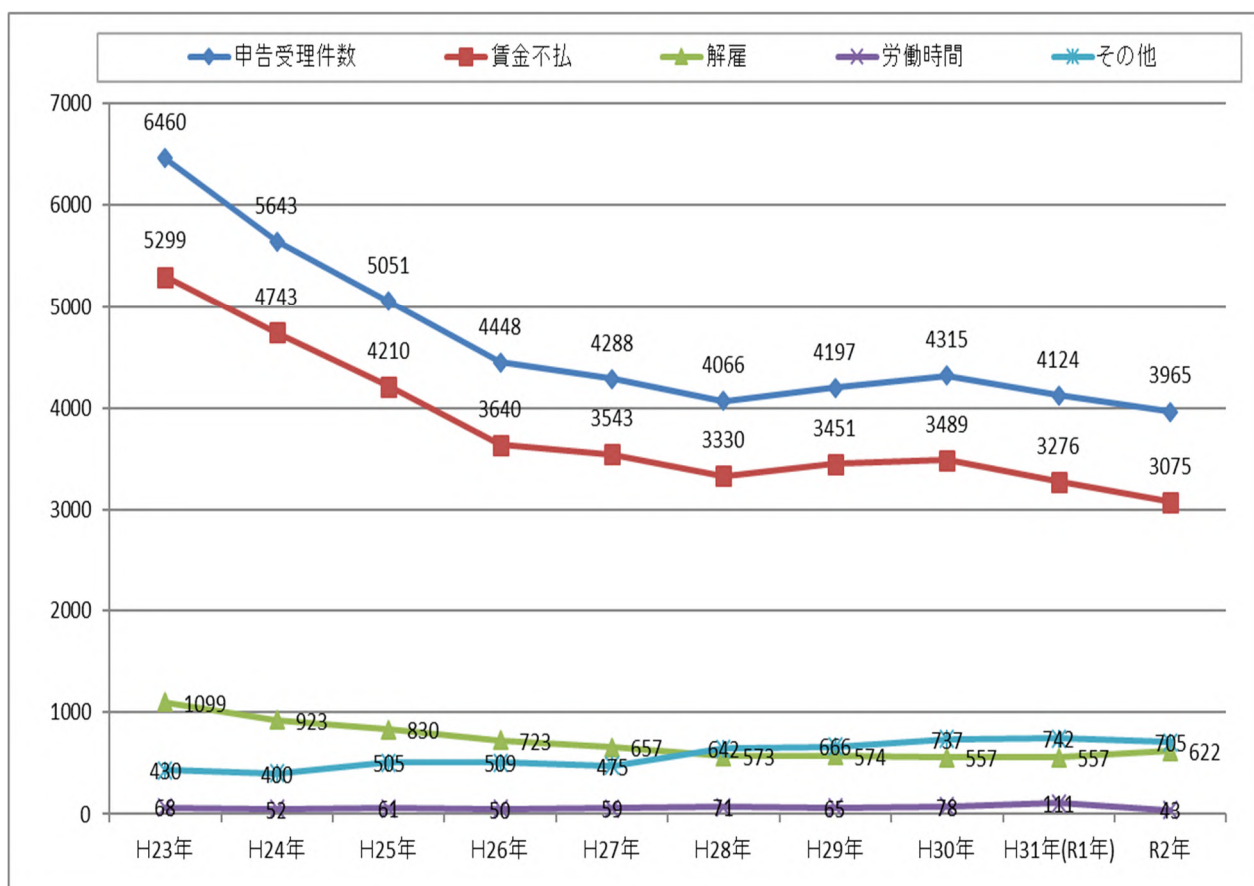
直近 10 年間における申告受理件数の推移をみると、平成 23 年の 6,460 件をピークとして、その後減少が続いていましたが、平成 29 年に増加に転じ、平成 30 年も引き続き増加していたところ、平成 31 年（令和元年）以降再び減少に転じています。

申告の内容

申告を内容別にみると、賃金不払が 3,075 件（前年比 6.1%減）で最も多く、業種別では、接客娯楽業（22.3%）、商業（16.1%）、保健衛生業（11.8%）の順となっています。

次いで、解雇が 622 件（前年比 11.7%増）となっており、業種別では、同じく接客娯楽業（27.5%）、商業（15.4%）、保健衛生業（10.3%）の順となっています。

表 1 直近 10 年間の申告受理件数の推移



注) 労働者が複数の事項を重複して申告する場合があるため、申告事項別の件数の合計は申告受理件数と一致しません。

2 申告の業種別内訳

申告を業種別にみると、接客娯楽業が899件（全体の22.7%）と最も多く、次いで商業が639件（同16.1%）、保健衛生業が453件（同11.4%）の順となっており、これら3業種で全体の半数近くを占めています。

前年と比べると、接客娯楽業（210件（30.5%）増）、保健衛生業（53件（13.3%）増）などで増加し、商業（127件（16.6%）減）、製造業（47件（33.1%）減）などで減少しました。

表2 申告受理件数の業種別内訳

件数	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年 (R1年)	R2年
製造業	325	263	222	195	167	129	150	151	142	95
建設業	634	619	518	411	428	367	405	331	329	234
運輸交通業	234	229	184	183	162	175	167	192	181	167
商業	1,401	1,228	1,232	933	944	837	910	908	766	639
教育・研究業	239	207	183	159	153	156	191	208	211	199
保健衛生業	277	271	286	299	301	311	363	313	400	453
接客娯楽業	1,330	1,123	1,031	844	814	779	765	787	689	899
清掃・と畜業	178	162	152	140	146	144	116	118	103	128
その他	1,842	1,541	1,243	1,284	1,173	1,168	1,130	1,307	1,303	1,151
合計	6,460	5,643	5,051	4,448	4,288	4,066	4,197	4,315	4,124	3,965

表3 業種別内訳の推移

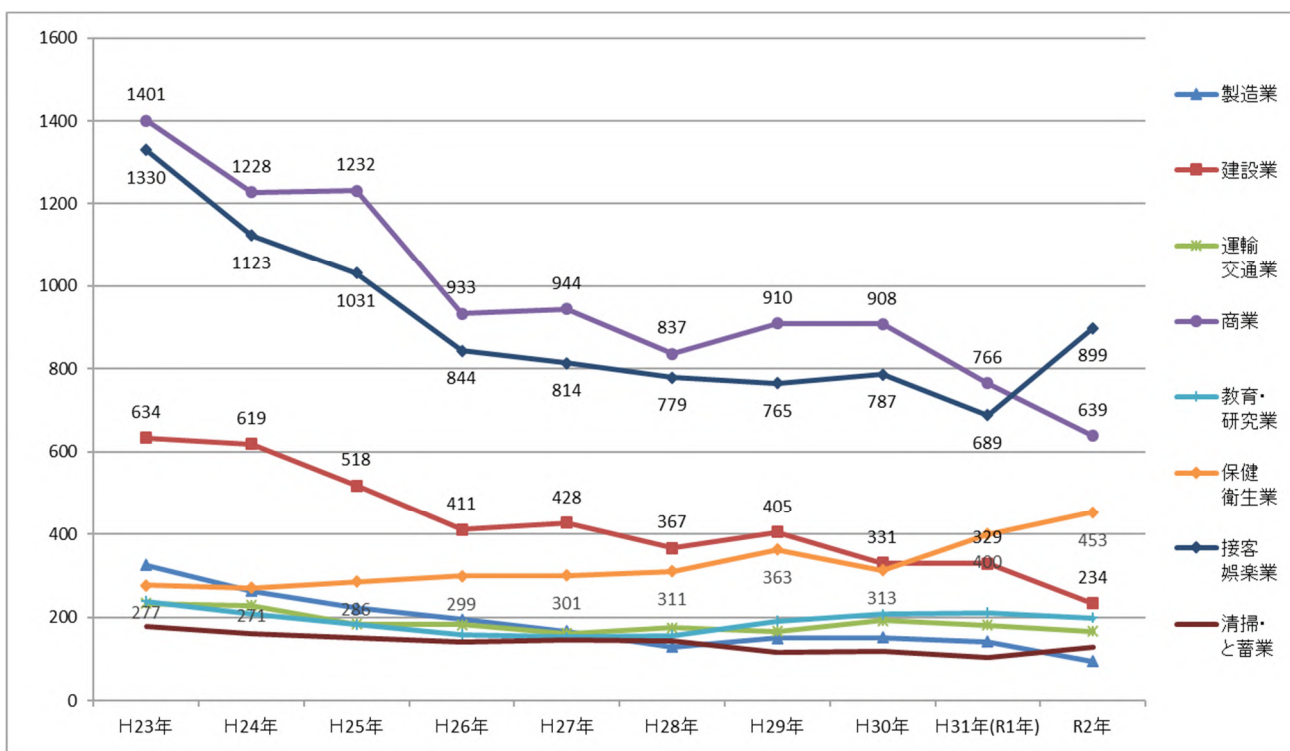


表 4 申告による監督指導事例

違反事項	事例
<p>定期賃金不払 (休業手当含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 退職した労働者から、退職月の賃金が一部支払われていないとの申告を受け、調査したところ、退職月の賃金額が約定した金額を下回る東京都最低賃金の金額まで減額されていたことが判明したため、是正勧告したところ、差額が支払われた。(その他の事業) ● パート労働者から、会社から休業を命じられて休業しているにもかかわらず、休業手当が支給されないとの申告を受け、調査したところ、正社員以外には休業手当を支給していないことが判明したため、是正勧告したところ、休業手当が支払われた。(接客娯楽業)
<p>割増賃金不払</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 退職した労働者から、在職中の割増賃金が支払われていなかったとの申告を受け、調査したところ、1か月単位の変形労働時間制を採用していないにもかかわらず、1か月単位の変形労働時間制を採用したのものとして時間外労働として計算していたことが判明し、不足額を支払うよう是正勧告したところ、割増賃金が追加で支払われた。(教育・研究業)
<p>解雇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 解雇された労働者から、即時解雇されたにもかかわらず、解雇予告手当が支払われていないとの申告を受け、調査したところ、解雇予告手当の支払いを行わないまま即時解雇したことが判明したので、解雇予告手当(平均賃金30日分以上)を支払うよう是正勧告したところ、支払われた。(接客娯楽業)
<p>労働時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働者から、違法な時間外労働を行っているとの申告を受け、調査したところ、36協定の上限時間を超えて、月100時間を超える時間外労働、または2か月平均で80時間を超える時間外労働を行わせていたことが判明したので、長時間労働を削減するよう是正勧告したところ、時間外労働が36協定の範囲内に削減された。(その他の事業)